

— 生徒会会則 —

第1条（名称）

この会は戸田東中学校生徒会という。

第2条（目的）

この会は会員の協力と自主的な活動によって、会員相互の教養を高め、健康増進をはかり、よりよい学校生活実現のために努力することを目的とする。

第3条（会員）

1. この会は戸田東中学校の生徒を会員とする。
2. 会員の権利と義務は次のとおりである。
 - (1) この会の諸活動に参加する。
 - (2) 会員の権利はすべて平等である。
 - (3) 役員を選挙し、また役員に選挙される。

第4条（顧問）

先生をこの会の顧問として、この会の運営にあたり、必要な指導と助言を受ける。

第5条（組織）

この会は総会、役員会、中央委員会、生活委員会、各部の部長、選挙管理委員会、学級委員会をもって組織される。

第6条（役員）

1. この会に次の役員をおく。
 - (イ) 会長 1名 この会を代表して会の仕事を行う。
 - (ロ) 副会長 3名（うち1名は1年生） 会長を助け、会長に事故があった時はその代理をする。
 - (ハ) 書記 3名（うち1名は1年生） 事務を監督し、業務を行う。
2. 上の役員は必要に応じて、会長の招集で役員会を開き、この会の諸行事の立案計画、及び各種委員会の指導にあたる。
3. 役員は会員によって、立候補者中から無記名で選出される。役員選挙規定は別に定める。
4. 役員任期は1カ年とする。

第7条（総会）

1. 総会は最高議決機関で下の事項を決定する。
 - (1) 規約の決定、改正、廃止
 - (2) 事業の報告
 - (3) その他重要事項
2. 総会は会長が招集し、毎年1回開かなければならない。また、会員の1割以上の要求があれば臨時総会を開かなければならない。
3. 総会は会員の3分の2の参加をもって成立し、議決は過半数の賛成を必要とする。

第8条（中央委員会）

1. 中央委員会は役員、各生活委員会の委員長、学級委員によって構成される。
2. 中央委員会は、総会に次ぐ議決機関で構成員の3分の2で成立し、議決は過半数の賛成を必要とする。
3. 中央委員会は次の事項を議決する。
 - (1) 総会により出された事項
 - (2) うたがいの生じた規約の解決
 - (3) 各種原案の検討
 - (4) その他緊急な重要事項

第9条（生活委員会）

この会は次の生活委員会をおく。

1. 給食委員会、体育委員会、環境委員会、情報委員会
2. 上の各委員会は必要に応じて、学年委員会を構成することができる。
3. 上の各委員会の細部については別に定める。

第10条（学級委員会）

1. 学級委員会は、必要に応じて学年委員会を構成することができる。
2. 学級委員会の細部については別に定める。

第11条（選挙管理委員会）

(1) 選挙管理委員会規約

- 第1項 本委員会は、全クラス各1名の代表者によって構成される。
- 第2項 選挙管理委員会は、選挙をはじめとする全校投票に関する仕事を行うものである。
また、中立の立場を守るため選挙運動をしてはならない。
- 第3項 本委員会は、委員長1名、副委員長1名、書記1名を選出し、委員長は中央委員会に出席する。
- 第4項 委員の任期は、4月から10月までの半年間とする。
- 第5項 本委員会は、必要に応じて、随時委員会を行う。招集は、原則として委員長が行う。
- 第6項 本委員会は、1名以上の顧問の指導と助言を受ける。

(2) 戸田東中選挙規定

- 第1項 この規定は、選挙が自由でかつ公正に行われるようにすることを目的とする。
- 第2項 選挙及びその他の全校投票を行うために選挙管理委員会を設ける。
- 第3項 選挙の公示、立候補者の受け付けと発表、投票の管理、運営、開票、当選者の発表、その他の必要な細則の決定は委員会が行う。
- 第4項 選挙はすべて、生徒会員の直接無記名投票により行う。
- 第5項 すべての会員は、自由に立候補できる。
立候補するものは、役員名、学級、氏名、性別、学年、推薦者を記載した立候補届けを委員長に提出する。
- 第6項 委員会は、選挙公示をしてから10日以内に立候補受け付けをメ切、全立候補者の選挙公報を全会員に交付する。メ切後、10日以内に投票を行う。

第7項 投票は、公示された候補者について行い、定員1名の時は単記、2名以上の時は連記とする。

第8項 当選の決定は、得票順とし、得票同数の場合は決選投票を行う。信任投票の場合は有効投票数の2分の1以上の得票を必要とする。

第9項 役員が辞任したときは、補欠選挙を行う。当選者の任期は前任者の残任期間とする。

第10項 この規定の決定、改訂、廃止は中央委員会で行う。

第11項 開票は、即日開票とし、立会人のもとで行う。

第12項 委員が立候補するときは、解任する。そして、速やかに学級で代替りの委員を決めなければならない。

第12条（部活動）

1. 部活動は同じ活動に興味をもった会員により組織され、生徒の自主的・自発的な参加により行われる。
2. 各部活動は1名以上の顧問の指導を受ける。
3. 各部活動は1名ずつ部長を選出する。
4. 部長会議は、各部の部長と生徒会役員で構成される。
5. 部活動の細部については別に決める。

第13条（特別委員会）

この会は、次の特別委員会をおく。

東雲祭実行委員会、合唱祭実行委員会、三送会実行委員会

第14条（改正）

この会の会則を改正するには、中央委員会で3分の2以上の賛成を得たのち総会において過半数の賛成を必要とする。

付則 この会の会則は昭和39年11月20日から実施する。

付則 この会の会則は昭和44年4月1日から実施する。（第12条削除）

付則 この会の会則は昭和44年6月15日から実施する。（第9条改正）

付則 この会の会則は昭和53年9月1日から実施する。（第7条改正）（第6条（ハ）改正）

付則 この会の会則は昭和54年4月1日から実施する。（第8条、第9条、第10条改正）
（第11条新設）

付則 この会の会則は昭和61年6月1日から実施する。（第5条、第6条、第8条、第12条（4）削除、その他改正）（第13条新設）

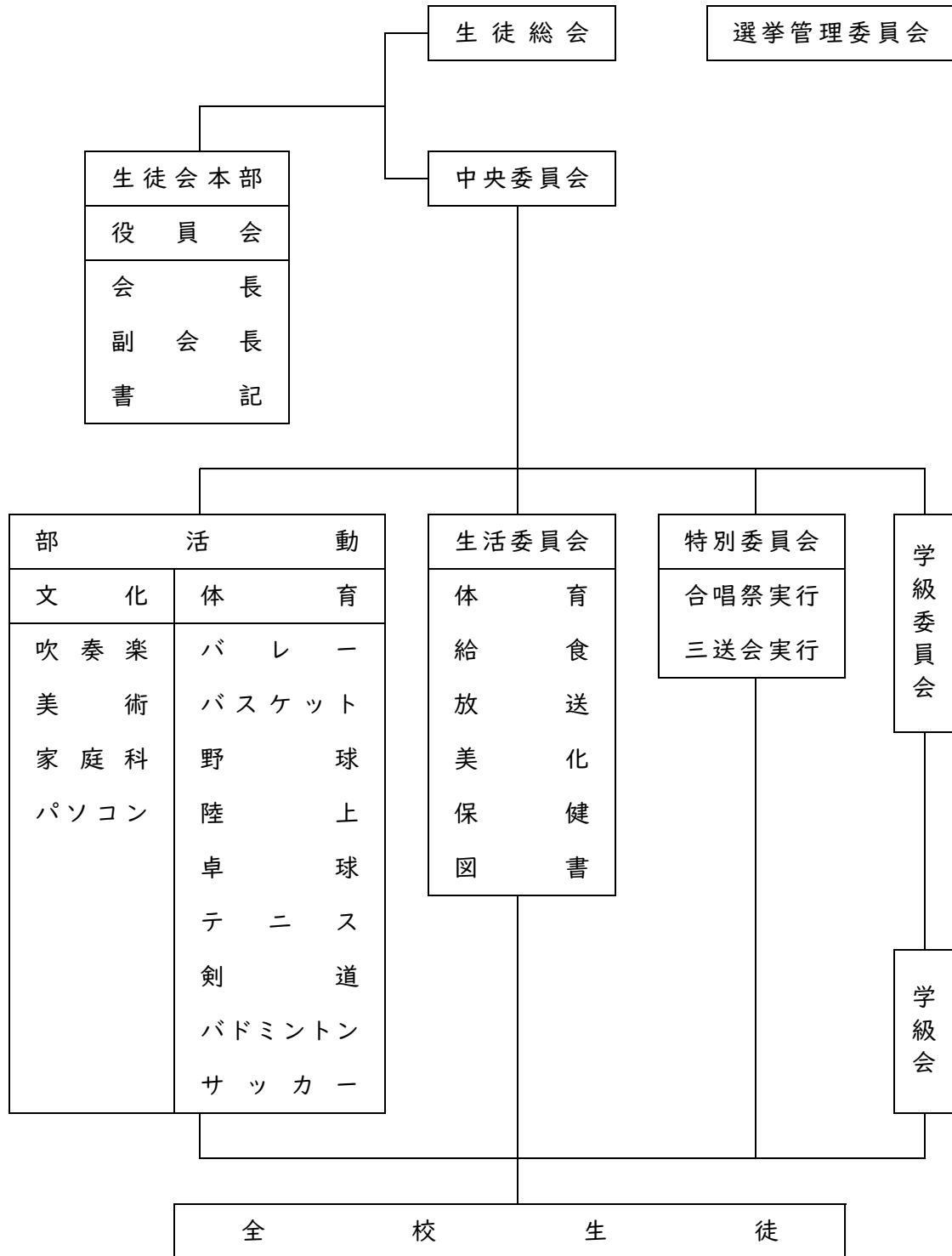
付則 この会の会則は平成17年6月9日から実施する。（第6条改正）

付則 この会の会則は平成18年6月9日から実施する。（第8条改正）

付則 この会の会則は令和2年4月1日から実施する。（第3条、第6条、第7条、第8条、第9条、第12条、第13条改正）

付則 この会の会則は令和2年4月1日から実施する。（第12条改正）

— 生徒会組織図 —



— 戸田東中学校生活五目標 —

花と笑顔があふれるこの戸田東中学校の明日を担う私たちは、みんな仲良く協力し合い、生徒会の一員として生活していくことを誓い、ここに「戸田東中学校生活五目標」を定めます。

- ・ 私たちは、清潔で中学生らしい服装をします。 【服装】
- ・ 礼儀正しく、さわやかな挨拶をします。 【礼儀】
- ・ 素早く行動し、時間を守ります。 【時間】
- ・ 積極的に授業に参加し、家庭学習にも取り組みます。 【学習】
- ・ 戸田東中学校を緑あふれるきれいな学校に保つため、清掃活動を積極的に行います。 【清掃】

— 私たちの心得 —

○ 授 業

- 1 授業が始まる前に席につき、用意をして静かに待つ。
- 2 日直・係は、授業がスムーズに進むように、責任をもって仕事をする。
- 3 授業の始め、終わりはあいさつをする。
- 4 授業に遅刻したり、体育時に見学したりする生徒は、必ず理由を先生に申し出る。(見学の場合は、保護者に生徒手帳へ理由を記入してもらう。)

○ 休み時間

- 1 次の授業の準備(教室移動・着がえ)、トイレ等の時間にあてる。
- 2 教室・廊下で遊んだり、悪ふざけをしたりしない。
- 3 廊下は静かに歩いて移動する。

○ 給 食

- ・ 当番は白衣を着て、準備・配膳を行う。他の生徒は手を洗い、着席する。

○ 清 掃

- 1 体育着に着替え、時間内に終了する。
- 2 清掃用具は大切に扱い、保管する。
- 3 普段からきれいな学校づくりに努める。

○ 礼 儀

- ・ 誰に対しても、ていねいな言葉づかい・明るいあいさつ・誠実な応対を心がける

○ 放課後

- 1 部活動や委員会活動に参加する。
- 2 用件のない生徒は速やかに下校する。

○ 交通安全

- ・ 交通ルール・マナーを守る。特に自転車利用は安全な乗り方を心がける。